

岩手県選挙管理委員会告示第 67 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定を取り消した旨、報告があった。

平成 18 年 6 月 6 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

- 1 市町村名 宮古市
- 2 指定を取り消した施設の名称 宮古市田老農村勤労福祉センター